

2024年10月17日

〒105-5520
東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
虎ノ門ヒルズステーションタワー20F
日本ビジネスシステムズ株式会社
代表取締役社長 牧田 幸弘様
Cc：同取締役会 御中

株主提案書

Global ESG Strategy（以下「我々」といいます。）は、日本ビジネスシステムズ株式会社（以下「当社」といいます。）の総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主として、会社法第303条第2項に基づき、2024年12月開催予定の当社第34期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）につき、下記第1に記載する議題（以下「本議題」といいます。）を株主総会の目的とすることを提案するとともに、本議題について、下記第2に記載する議案（以下「本議案」といいます。）を提出し、同法第305条第1項、同法第325条の3第1項第4号及び同法第325条の4第4項並びに会社法施行規則第93条に基づき、本議案の要領を株主に通知することを請求いたします。

第1 提案する議題

議題1：剰余金処分の件

議題2：定款の一部変更の件（剰余金の配当方針について）

議題3：定款の一部変更の件（不動産取得にかかる方針について）

議題4：定款の一部変更の件（資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について）

議題5：定款の一部変更の件（上場市場区分変更計画の策定及び開示について）

議題6：定款の一部変更の件（取締役による株主との面談対応について）

第2 議案の要領及び提案の理由等

1. 議題1 剰余金処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が剰余金の処分の件を提案する場合には、それら提案とは独立して追加で提案するものとする。

(ア) 配当財産の種類

金銭

(イ) 一株当たり配当額

金 71 円から、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が提出し、かつ可決の決議がされた剰余金の処分に関する議案に係る普通株式 1 株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が剰余金の処分に関する議案を提出しない場合には金 71 円）。但し、2024 年 9 月期末における（連結上の）一株当たり当期純利益が 71 円を上回る場合は、冒頭の金 71 円を、2024 年 9 月期末における（連結上の）一株当たり当期純利益の金額に読み替える。

(ウ) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき上記イの一株当たり配当額（配当総額は、一株当たり配当額に 2024 年 9 月 30 日現在の当社発行済株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

(エ) 剰余金の配当が効力を生じる日

本株主総会の日

(2) 提案の理由

当社の2023年9月期の配当は、当期純利益3,522百万円¹に対して年間配当額が合計1,352百万円²（一株当たり配当金合計20円（2023年4月1日付け株式分割後の株式数を基準として換算））にとどまります³。これは、配当性向25.7%に過ぎません。当社は、2024年3月末を基準日として、2023年9月期中間配当よりは2円高い（上記株式分割後の株式数を基準として換算）一株当たり12円の間配当を行い、年間配当予想25円を公表しましたが⁴、未だ十分な配当水準とまではいえません。

株主価値の最大化のためには、適切な株主還元が重要です。そこで我々は、大胆な株主還元として特別損失を差し戻す調整を行った場合の純利益に対して配当性向100%の配当を行うことを提案します。この配当額を支払ったとしても年間の配当総額は3,220百万円にしかならず、これは当社の2024年9月期における不動産関連投資予定額（社宅の新規取得と本社移転費用の合計8,483百万円⁵）を大幅に下回る額でしかありません。仮にこの前提での配当性向100%とし、現在の配当利回りが高配当銘柄と注目され得る5%程度であった場合には当社株価は約1420円まで上昇することが見込まれます。現在の配当利回り約2.5%が維持される場合は、株価は2840円まで上昇することが見込まれます。

2. 議題2 定款の一部変更の件（剰余金の配当方針について）

(1) 議案の要領

現行の定款「第7章 計算」の章に、第46条として、以下の条文を新設し、現行定款第46条以降の条数を各々1条ずつ繰り下げる。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（剰余金の配当方針）

第46条 当社は、2025年9月期から2027年9月期までの期間において、剰余金の年間配当額の決定に際し、配当性向（配当総額÷当期純利益（連結財務諸表数値）により算出する。）100%以上を満たす年間配当額とする配当方針を採用し、法令上許容される限り、当該配当方針に従って年間配当額を決定する。

(2) 提案の理由

当社の剰余金配当は、前述のとおり前期の配当性向が単体で25.7%にとどまります。2023年9月末における従業員社宅8か所の帳簿価格は12,907百万円、2024年9月期に3,483百万円を費やして2か所の社宅を追加取得したと推定される⁶など巨額の

¹ 当社第33期（2023年9月期）有価証券報告書3頁

https://ssl4.eir-parts.net/doc/5036/yuhou_pdf/S100SIWL/00.pdf

² 同有価証券報告書67頁

³ 同有価証券報告書41頁

⁴ 「剰余金の配当（中間配当）に関するお知らせ」（2024年5月14日）

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/5036/tdnet/2438943/00.pdf>

⁵ 同有価証券報告書32頁

⁶ 同有価証券報告書31、32頁

不動産投資を行っていることに加え、2024年9月期には本社移転等に伴い社員食堂整備費用を含め5,000百万円⁷も投じる計画が開示されている一方で、当社の2024年9月期予定配当額は一株当たり25円、総額1,137百万円⁸となっており、現状の株主還元は著しく過少で、株主を軽視した経営といわざるを得ません。大胆な株主還元を打ち出すべく、一時的な手当てとして、2027年9月期までの期間、配当性向を配当決定方針に加えることを提案します。

本提案の配当方針による財務インパクトの検証として、仮に2025年9月期以降、売上高を過去年度の平均売上高成長率とし、営業利益率を2024年9月期会社計画から一定と仮定した場合でも、2027年9月期末でネットD/Eレシオ0.4倍、ネットデット/EBITDA1.0倍、純資産比率20%となり、当社の財務健全性を損なわず、引き続き十分な財務余力を有することは明らかです。加えて2025年9月期以降当社のネットデット額及び関連財務指標は低下することが予想されます。なお、当該財務インパクトの検証において設備投資は2023年9月期の減価償却費と同額と仮定し、2025年9月期から2027年9月期において新たな不動産の取得は想定していません。但し、当該期間において本議案に基づき配当性向100%としたとしても、財務レシオは急速に改善することから、不動産投資を追加で行う余力も十分にあると考えます。

本株主提案の配当方針を採用した場合の財務指標の推移予測

(百万円)	2024年9月期	2025年9月期	2026年9月期	2027年9月期
売上高	126,800	151,087	180,026	214,508
売上高成長率	12.4%	19.2%	19.2%	19.2%
営業利益	5,100	6,077	7,241	8,628
営業利益率	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
当期純利益	1,500	3,837	4,572	5,447
1株あたり配当額	71	84	100	120
配当総額	3,220	3,837	4,572	5,447
配当性向	214.7%	100.0%	100.0%	100.0%
ネットデット	12,075	11,458	10,723	9,848
ネットD/Eレシオ	0.5x	0.5x	0.4x	0.4x
ネットデット/EBITDA	2.1x	1.7x	1.3x	1.0x
純資産比率	31%	27%	23%	20%

3. 議題3 定款の一部変更の件（不動産取得にかかる方針について）

(1) 議案の要領

現行の定款に「第8章 不動産の取得」の章を新設し、第47条として、以下の条文を新設する。

⁷ 同有価証券報告書32頁

⁸ 当社2024年9月期第2四半期決算短信1-2頁、同第3四半期決算短信1-2頁より概算

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（不動産取得にかかる方針）

第 47 条 当社が、不動産の取得のために支出することのできる額は、一事業年度当たり、基準日が当該事業年度の直前の事業年度に属する剰余金の配当総額及び同じく直前の事業年度に取得した自己株式の価額の総額の合計額以下とする。

(2) 提案の理由

当社の業態に大規模な設備投資は不要にもかかわらず、当社は、2023 年 9 月末時点で約 162 億円にもものぼる有形固定資産をバランスシートに計上しています⁹。そのうち従業員社宅 8 か所の帳簿価格は 12,907 百万円であり¹⁰、有形固定資産の約 8 割を社宅が占めています。さらに、2024 年 9 月期は 3,483 百万円を投じて 2 か所の社宅を追加取得し、本社移転等に伴い社員食堂整備費用を含め総額 50 億円かけていると推定され¹¹、2024 年 6 月末時点で有形固定資産は約 243 億円に増加しています¹²。当社は、社宅を提供する理由として都内好立地での社宅提供が人材確保に向けた施策の一つであると説明していますが、社宅を自社所有せねばならない合理的な理由は何ら説明されていません。人材確保においては、そもそも給与増額等の根本的な解決を目指すべきであり、自社所有による社宅の提供は人材獲得施策としても有効とはいえません。当社の平均給与は 2023 年 9 月末時点で 6,188 千円¹³と決して高いとはいえ、従業員の採用とリテンションのために 200 億円を超える有形固定資産へ投資していることが、給与増額などその他の方法よりも有効であり、効率的な資金の使い方であるかどうかは疑わしいといわざるを得ません。合理的な理由なく自社所有の社宅用不動産によって有形固定資産を増額し続ける当社の経営は、東証の要請する「バランスシートをベースとする資本コストや資本収益性を意識した経営」¹⁴に明らかに反しており、経営陣に対して無制限な不動産取得に歯止めをかけることが必要です。したがって我々は、不動産取得額に上限を設けるとともに、株主還元とのバランスを経営陣に意識させる規定を提案します。

4. 議題 4 定款の一部変更の件（資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について）

(1) 議案の要領

⁹ 同有価証券報告書 63 頁

¹⁰ 同有価証券報告書 31 頁

¹¹ 同有価証券報告書 32 頁

¹² 2024 年 9 月期第 3 四半期決算短信 4 頁

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/5036/tdnet/2491299/00.pdf>

¹³ 同有価証券報告書 11 頁

¹⁴ 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」1 頁

<https://www.jpix.co.jp/equities/follow-up/jr4eth0000004vj2-att/jr4eth0000004w6n.pdf>

現行の定款に「第8章 資本コストや資本収益性を意識した経営の実現に向けた対応」を新設し、第47条として、以下の条文を新設する。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（企業価値向上策の策定）

第47条 当社は、2025年3月31日までに、当社の企業価値向上策を策定し、東京証券取引所の運営する適時開示情報伝達システムを通じてその内容を公表する。

2. 企業価値向上策には、下記の内容を含むものとする。

- (1) 当社の全事業を対象とした、企業価値向上に資する施策
- (2) 当社の資本コストの現状及び市場評価の分析並びに資本効率の改善に向けた経営指標の設定等を含む資本政策
- (3) 社宅を含む有形固定資産のセール・アンド・リースバック、及び有形固定資産の効率的活用に向けたその他の施策（具体的には、複数の大手不動産会社に対して、有形固定資産の効率的活用について提案を求め、3社以上から提案を受領し、当該提案を踏まえて検討するものとする）
- (4) 資産・資本の効率化を通じた株主還元施策
- (5) その他当社の企業価値向上に資すると考えられる事項

3. 企業価値向上策の策定は、以下の手続きを経て、取締役会が決定するものとする。

- (1) 取締役会は、必要に応じて有識者、外部アドバイザー、及び株主の意見を聴取し企業価値向上策の草案を作成し、社外取締役から成る検討部会に提出する。当該検討部会は、その専門的知見に基づき草案に対する意見をまとめ、取締役会に上程する。取締役会は、企業価値向上策の策定にあたり当該検討部会の意見を十分に考慮する。
- (2) 取締役会は、企業価値向上策の策定に際し、2024年9月30日時点において当社の1.5%以上の議決権を有する株主または当該株主が保有する当社の株式につき投資一任契約その他の契約もしくは法律の規定に基づき、当社の株式に投資をするのに必要な権限を有する者（以下「運用者」という。）が希望する場合には、当該株主又は運用者から意見を聴取するものとする。

(2) 提案の理由

当社は本年、中計目標を取り下げており、新たな企業価値向上策の策定・公表による市場評価の挽回が急務です。また、当社は東証が要請する「資本コストや資本収益性を意識した経営の実現に向けた対応」を未だ開示していません。そのため当社は、同対応を含む企業価値向上策を、早急に検討、策定し、投資家に公表すべきで

す。特に、約 243 億円にのぼる有形固定資産¹⁵を見直して資金を捻出し、新たな事業展開への投資や株主還元に戻すべきです。現状は、損益計算書上に賃料支払こそ計上されていないものの、実際には巨額の投資を行った結果が有形固定資産としてバランスシートに計上されているに過ぎません。2024 年 6 月末時点において、有形固定資産は 24,330 百万円である一方、ネットデットは 13,072 百万円であり¹⁶、セールス・アンド・リースバックによって得られる手取り金は、負債額を大きく上回ることが想定されます。当社は、企業価値向上策の一環として、当社が自社保有する社宅のセール・アンド・リースバックを行うべきです。かかるセール・アンド・リースバックを行うことにより、賃料支払は発生するものの、不動産を保有していた場合に有形固定資産の減価償却費分の営業利益が押し下げられていた分がなくなり、営業利益に対してプラスの効果が生じる可能性があります。当社は我々に対し、セール・アンド・リースバックを行うと賃料額にかかわらず売却損になるため実行できないと説明しましたが、東京都港区や渋谷区といった都内好立地¹⁷の築浅の物件で必ず売却損が生じるとの評価が合理的な分析に基づくとは考え難く、当社の説明は受け入れがたいものです。当社は、当社独自の分析のみに依拠するのではなく、大手不動産会社（具体的には野村不動産株式会社、三菱 UFJ 不動産販売株式会社、三井不動産株式会社、三菱地所株式会社、住友不動産株式会社、東急リバブル株式会社が該当すると考えます）から、客観的な分析に基づく、当社有形固定資産の有効活用について提案を行うよう求め、かかる提案に基づき具体的な施策を検討すべきです。また、当社社外取締役は我々に対し、当社の ROE16%が同業平均を上回ることを踏まえ社宅購入に問題はないとも説明しましたが、ROEが同業平均を上回っていればどのような資産の使い方をしても問題ないかのような考え方は、東証の要請する「バランスシートをベースとする資本コストや資本収益性を意識した経営」にも反しており、適切ではないといわざるを得ません。事業資産の効率的活用を考慮しない ROE だけでなく、事業資産（運転資本+固定資産）を分母とし、NOPAT（営業利益-法人税）を分子とする ROIC にも着目するなどして、資産効率を精査すべきです。当社は、聖域を設けずに、当社の全事業を検証し、提案の内容を含む企業価値向上策を策定すべきです。

5. 議題 5 定款の一部変更の件（上場市場区分変更計画の策定及び開示について）

(1) 議案の要領

現行の定款に「第 8 章 上場市場区分変更計画」を新設し、第 47 条として、以下の条文を新設する。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

¹⁵ 2024 年 9 月期第 3 四半期決算短信 4 頁

¹⁶ 2024 年 9 月期第 3 四半期決算短信四半期連結貸借対照表から算出

¹⁷ 同有価証券報告書 31 頁、32 頁

(上場市場区分変更計画の策定及び開示)

第47条 当社は、2025年6月30日までに、東京証券取引所における上場市場区分をスタンダード市場からプライム市場へ変更するための計画（以下、「上場市場区分変更計画」という。）を策定し、東京証券取引所の運営する適時開示情報伝達システムを通じてその内容を公表する。

2. 上場市場区分変更計画は、遅くとも2028年9月期末までの市場区分変更を目指すものとし、必要な工程及び各工程のスケジュール等を含む合理的かつ具体的な内容でなければならない。

(2) 提案の理由

当社は、2022年からスタンダード市場に株式を上場しています。当社は我々に対し、将来的にプライム市場への変更を目指す意向があると説明しました。上場会社として、より流動性が高く、より多くの投資家が参加するプライム市場へ上場市場区分の変更を目指すことは、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものです。もっとも、プライム市場への上場市場区分変更に際しては、東京証券取引所による形式要件及び実質基準の審査を受ける必要があることから、当社は具体的な移行プランを策定の上、充足できていない要件・基準及び必要な工程を洗い出した上で取り組むことが不可欠です。しかし現状では、当社は、プライム市場への上場市場区分変更に向けた具体的な移行プランを何ら説明していません。この状況を踏まえ、我々は、当社が、プライム市場への変更に関する具体的な実施目標とそれに基づくスケジュールを含む計画を策定し開示することを提案します。

議題6 定款の一部変更の件（取締役による株主との面談対応について）

(1) 議案の要領

現行の定款「第4章 取締役および取締役会」の章に、第31条として、以下の条文を新設し、現行定款第31条以降の条数を各々1条ずつ繰り下げる。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(取締役による株主との面談対応)

第31条 当社の取締役は、当社の1.5%以上の議決権を有する株主または当該株主が保有する当社の株式につき投資一任契約その他の契約もしくは法律の規定に基づき、当社の株式に投資するのに必要な権限を有する者（以下「運用者」という。）から個別面談の要請があった場合、20営業日以内に個別面談に応じる。ただし、やむを得ない理由により当該期間内の個別面談ができない場合には、5営業日以内に面談を要請した株主または運用者にその旨を通知の上、対応可能な個別面談の日時を別途設定する。個別面談要請があった場合の面談の回数については、株主または

運用者当たり、業務執行取締役等である取締役については四半期に1回以上、業務執行取締役等でない取締役については年に1回以上応じるものとする。

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コードは、上場会社は企業価値向上のため株主総会の場以外において、株主との間で建設的な対話を行うべきとしています¹⁸。また、株主平等原則は、合理的な範囲で株式数に応じて取り扱いの差異を設けることを許容しており、企業価値向上の視点から対話を実施するにあたり、大株主との個別面談を妨げるものではありません。

当社は、本年5月14日に中計を取り下げると同時に当期純利益見通しを34.5億円から15億円に引き下げましたが、その際代替案となる経営方針や新たな業績目標を公表せず、株主に対する説明責任の観点から問題がありました。当社経営陣は、株主に対する説明の姿勢が不十分であり、今後はいっそう積極的に投資家との対話を図るべきです。定款において、経営陣による大株主との個別面談応答の義務を明記しこれを実施すれば、株主との建設的対話が促進されることを通じて当社の企業価値向上に資するのみならず、当社の経営陣の透明性、開かれた態度を表すものとして画期的であり、市場による当社株価の評価にもつながります。

以上

¹⁸ コーポレートガバナンス・コード、基本原則5